

練馬区 報道連絡メモ 送付日 2014年4月25日

区長室 広聴広報課 報道係 電話 5984-2693



区職員の懲戒処分を公表します

と き 平成 26 年 4 月 25 日 (金)

と ころ 練馬区役所 (練馬区豊玉北 6 - 12 - 1)

25 日、練馬区では、地方公務員法に基づき行った懲戒処分について、「練馬区職員の懲戒処分に関する指針」に基づき公表した。

【公表内容】 別紙のとおり

【問い合わせ】 総務部 職員課人事係 電話 03 - 5984 - 5782

プレスリリース

平成 26 年 4 月 25 日
練馬区総務部職員課

職員の懲戒処分について

練馬区は、地方公務員法に基づき行った懲戒処分について、「練馬区職員の懲戒処分に関する指針」に基づき公表します。

記

1 金銭等の紛失

(1) 概要

平成 25 年 9 月、福祉事務所において、生活保護受給者からの預かり金品(金銭管理を行うことが困難な生活保護受給者から、支援の一環としてやむを得ず本人同意のもと預かっている金銭、通帳、カードなど)の一部が所在不明となった。

警察に被害届を提出するとともに内部調査を行ったが、紛失した金品の発見および紛失原因の特定には至っていない。しかしながら、紛失という事実について、地方公務員法第 32 条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)および第 33 条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分した。

(2) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

健康福祉事業本部福祉部 副参事(46 歳・男性) 戒告

(3) 処分年月日 平成 26 年 3 月 18 日

2 結核接触者健診結果誤通知事故

(1) 概要

平成 25 年 11 月、結核発症者の接触者に対して実施した健診（血液検査）の結果を通知するため、検査結果票の記載内容を通知書に転記する際、「陽性」であった結果を「陰性」と転記し、誤った結果を通知していたことが判明した。

このことは、地方公務員法第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）第 33 条（信用失墜行為の禁止）および第 35 条（職務専念義務）に抵触するため、懲戒処分した。

また、上司について、管理監督者責任として懲戒処分した。

(2) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

健康福祉事業本部健康部	専門副参事（47 歳・男性）	減給 1/10	1 月
健康福祉事業本部健康部	主事（49 歳・女性）	減給 1/10	1 月
健康福祉事業本部健康部	主事（40 歳・女性）	減給 1/10	1 月
練馬区保健所	専門参事（62 歳・女性）	戒告	

(3) 処分年月日 平成 26 年 3 月 18 日

3 私事欠勤

(1) 概要

当該職員は、16 回の私事欠勤を行った。

このことは、服務規律違反に該当するため、懲戒処分した。

(2) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

区民生活事業本部地域文化部	主事（51 歳・女性）	停職 5 日	
---------------	-------------	--------	--

(3) 処分年月日 平成 26 年 3 月 19 日